【災害事例】 携帯用丸のこ盤の漏電で感電

【災害発生状況】

災害が発生したのは建売住宅の工事現場で、夏の蒸し暑い雨上がりの午後でした。被災者は屋外の作業スペースで携帯用丸のこ盤で木材を加工していました。被災者は大量の汗をかき、足元は湿潤していました。午後の作業を開始して 30 分ほどたったころ、他の作業者が被災者の叫び声で振り返ると、被災者が携帯用丸のこ盤を持ったまま感電していました。他の作業者は被災者を助け起こそうとしたら電撃を感じたので、近くの仮設分電盤で電源スイッチを開放して被災者を救助しました。

【災害発生原因】

- ① 仮設分電盤には漏電遮断器はついていたが、故障して機能しなかった。漏電遮断器のテストボタンによる動作確認をほとんどしておらず、製造後十数年経過していた。
- ② 仮設分電盤の取扱責任者を指名していなかった。
- ③ 当該工事現場には、低圧電気取扱業務特別教育を修了した者はいなかった。
- ④ 使用していた電工ドラムは屋内用で漏電遮断器がついていなかった。
- ⑤ 携帯用丸のこ盤の電源コードの付け根付近でコードが傷んでおり、金属製外わくに漏電していた。
- ⑥ 携帯用丸のこ盤の電源コードの先端に金属製外わくアース用のクリップは付いていたが、アースに接続されていなかった。
- ⑦ 作業者は汗をかいており、また、足元が湿潤していたため、人体を通して大地に漏電電流が流れやすかった。
- ⑧ 電動工具を使用する作業の作業手順書、点検表を定めていなかった。
- ⑨ 安全衛生推進者は会社(従業員 10 人以上 50 人未満)で1名選任されていたが、当該工事現場にはほとんど 来ていなかった。
- ⑩ 安全衛生管理体制が出来ていなかった。

携帯用丸のこ盤の漏電で 感電 !!



- ◎電気取扱の特別教育の修了
- ◎責任者による点検の実施
- ◎作業手順書の厳守
- ◎リスクアセスメントの実践

先ず 管理体制を確立すること!!!

【災害防止対策】

① 仮設分電盤の取扱責任者に低圧電気取扱業務特別教育修了者を指名し、その日の作業開始前に、漏電遮断器のテストボタンによる動作確認、仮設分電盤のアース線が確実に接地されていること等を確認させること。

(労働安全衛生規則(以下安衛則という)第36条第四号、第352条)

また、メーカーが推奨する漏電遮断器の更新時期は、使用開始後 15 年又は JISC8371「漏電遮断器」に定められた規定開閉回数ですが、設置環境等を考慮し、早めの更新をお勧めします。

② 電工ドラムを屋外で使用する時には、漏電遮断器付の屋外用電工ドラムを使用し、その日の作業開始前に、漏電遮断器のテストボタンによる動作確認を行うこと。

(安衛則第 333 条、第 352 条)

- ③ 電動工具は、使用する前に電源コード等の点検を行うこと。 (安衛則第352条)
- ④ 電動工具を使用するときには、アース線をアースに接続すること。(安衛則第333条) 屋外の作業では、アースを必要としない二重絶縁構造の電動工具又は充電式の電動工具の使用をお勧めします。
- ⑤ 感電災害が発生した時には、被災者にさわらずにまず第一に電源スイッチを切る。それが出来ない時は、感電防止のため乾いた布や衣類等で手を包み被災者を救助する。
- ⑥ 夏期は汗をかきやすく注意力が散漫になるため、特に感電災害に気を付けること。7月~9月の感電災害死亡者数は、年間の感電災害死亡者数の約6割を占めています。
- ⑦ 電動工具を使用する作業のリスクアセスメントを行い、作業方法を見直し、作業手順書、点検表を定め、これらに基づいて作業を行うこと。
- ⑧ 安全衛生推進者は、工事現場に赴き、次の職務その他定められた職務を行うこと。

(昭 63・9・16 基発第 602 号 安全衛生推進者の職務)

- (1) 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置
- (2) 作業環境、作業方法の点検及びこれらの結果に基づく必要な措置
- (3) 異常な事態における応急措置
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策
- ⑨ 安全衛生管理体制を確立すること。
- ⑩ そのためには経営者、管理・監督者、作業員の役割、責任、権限を定め、安全衛生管理組織を構築し、それらを明文化した安全衛生管理規程を制定し、この規程に基づきしっかりとした安全衛生管理を行ってください。

以上

≪一般社団法人東京技能者協会/一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部≫